

東社協福第 514 号
令和 8 年 9 月 吉日

各 位

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
保育部会長 下竹 敬史
〔印 章 略〕

**令和 8 年度保育制度の充実のための活動ならびに
保育問題対応協力金の依頼について（お願い）**

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、例年ご協力を依頼しておりますが、全社協児発第 1 5 7 号（令和 8 年 7 月 1 0 日付）にて、全国社会福祉協議会・全国保育協議会／全国保育士会より、標記「令和 8 年度保育制度の充実のための活動ならびに保育問題対応協力金活動の推進について」の協力依頼がありました。

つきましては活動の趣旨についてご理解賜り、格段のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 実施主体 全国社会福祉協議会・全国保育協議会／全国保育士会
- 2 協力団体 東社協保育部会を含む都道府県・指定都市保育協議会
- 3 保育問題対応協力金について
 - ① 1 会員あたり 3, 0 0 0 円以上 を目標にお願いします。
 - ② 協力金は「5 送金先口座」に記載の口座までお振込みいただきますようお願いいたします。
 - ③ 平成 6 年 2 月 2 4 日の保育部会総会決議に基づき、実績の 4 / 1 0 を全国保育協議会に送金し、6 / 1 0 を東京都社会福祉協議会にて収納し、保育部会活動費として有効に活用させていただきます。
- 4 納入期間 令和 8 年 1 0 月 1 日（木）～1 1 月 2 7 日（金）
※他部会が実施する義援金等との兼ね合いで、上記期間内のお振込みにご協力をお願い申し上げます。
- 5 送金先口座

【送金先口座】

金融機関	ゆうちょ銀行（金融機関コード：9 9 0 0）
店 名	〇一九（ゼロイチキョウ店）（店番：0 1 9）
預金種目	当座 口座番号 0 5 5 4 8 8 3
口座名義	東京都社会福祉協議会 A(トウキョウトシカイクフジヨウキ カイ イ)

（次ページへ続きます→）

※送金手数料はご利用の金融機関により異なります。手数料はご協力いただく金額から差し引いていただいて構いません。

※協力金としての送金であることがわかるよう、通信欄がある場合には「保育所協力金」等とご記入いただき、無い場合には、送金人欄（依頼人欄）の末尾に「キョリョクキン」等と追記いただくなど、ご協力をお願いいたします。

6 送付書類

- ・（別紙）令和8年度保育問題対応協力金のお願い（パンフレット）

7 備 考 ●この「協力金」は東京都社会福祉協議会会費とは別になります。

- 民営の会員保育園には、9月上旬頃、郵送で同様の依頼文等を送付いたします。

8 お問合せ先

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 福祉部児童・障害担当 保育部会事務局（今林）

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸 1-1

TEL : 03-3268-7174 FAX : 03-3268-0635 E-mail : jido-hoiku@tcsw.tvac.or.jp